

集合住宅を建てる方へ

～家庭ごみ収集ボックスの設置場所に係る協議のお願い～

マンション・アパート等の集合住宅(以下「集合住宅」と表記)に関しては、原則として、道路に面した当該敷地内に家庭ごみの収集ボックスを設置する必要があります。

集合住宅を建築する場合は、家庭ごみ収集ボックスの設置場所について、必ず協議を行ってください。(建築する場所が青森地区の場合:廃棄物・リサイクル課 浪岡地区の場合:浪岡振興部市民課)

📄 手順 📄

①集合住宅の建築にあたり、計画の段階で、収集ボックスの設置場所案を作成する。

【注意】原則、道路に面した当該敷地内へ設置すること。

②廃棄物・リサイクル課又は浪岡振興部市民課へ収集ボックスの設置場所案について相談し、収集可能かどうかの確認を受ける。

〔必要な書類〕・集合住宅を建築する場所が分かる地図(住宅地図 等)

・収集ボックスを設置する位置が分かる図面

→後日、確認結果について連絡します(数日～1週間程度)。

確認の結果、収集作業の安全が確保できない等と判断された場合、設置場所を再検討していただくことがあります。

※町(内)会の収集ボックスの利用について、町(内)会長から了承を得ている場合は、その旨を申し出てください。

③建築工事の完了後、様式「**ごみ収集場所について(協議)**」を廃棄物・リサイクル課又は浪岡振興部市民課へ提出する。

※様式「ごみ収集場所について(協議)」は②の相談の際にお渡しします。

※承認までに時間を要するため、収集開始希望日の1週間前までに協議書を提出してください。

手順②、③が遅れると、収集開始希望日からの収集ができない場合がありますので、ご注意ください。

〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号

青森市役所駅前庁舎内

環境部廃棄物・リサイクル課 清掃管理チーム

TEL:017-718-1179

FAX:017-718-1187

〒038-1392

青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1

青森市役所浪岡庁舎内

浪岡振興部市民課 生活環境チーム

TEL:0172-62-1140

FAX:0172-62-9368